

議案第19号

葛飾区議会等の求めにより出頭する者等の費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例

上記の議案を提出する。

平成28年 2月17日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行による農業委員会等に関する法律の改正等に伴い、規定の整備をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区議会等の求めにより出頭する者等の費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例

葛飾区議会等の求めにより出頭する者等の費用弁償に関する条例（昭和41年葛飾区条例第33号）の一部を次のように改正する。

第1条中「並びに」を「及び」に改める。

第2条第1号中「第74条の3第3項（」、「第115条の2第2項（」、「並びに」及び「第115条の2第1項（」の次に「同法」を加え、同条第3号中「第29条第1項」を「第35条第1項」に改め、同条第4号中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第27条（第48条において準用する）」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第34条（同法第9条第3項において読み替えて適用する）」に改め、同条第7号を削り、同条第8号中「葛飾区個人情報保護に関する条例」の次に「（昭和60年葛飾区条例第27号）」を、「葛飾区情報公開条例」の次に「（平成4年葛飾区条例第30号）」を加え、同号を同条第7号とする。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。